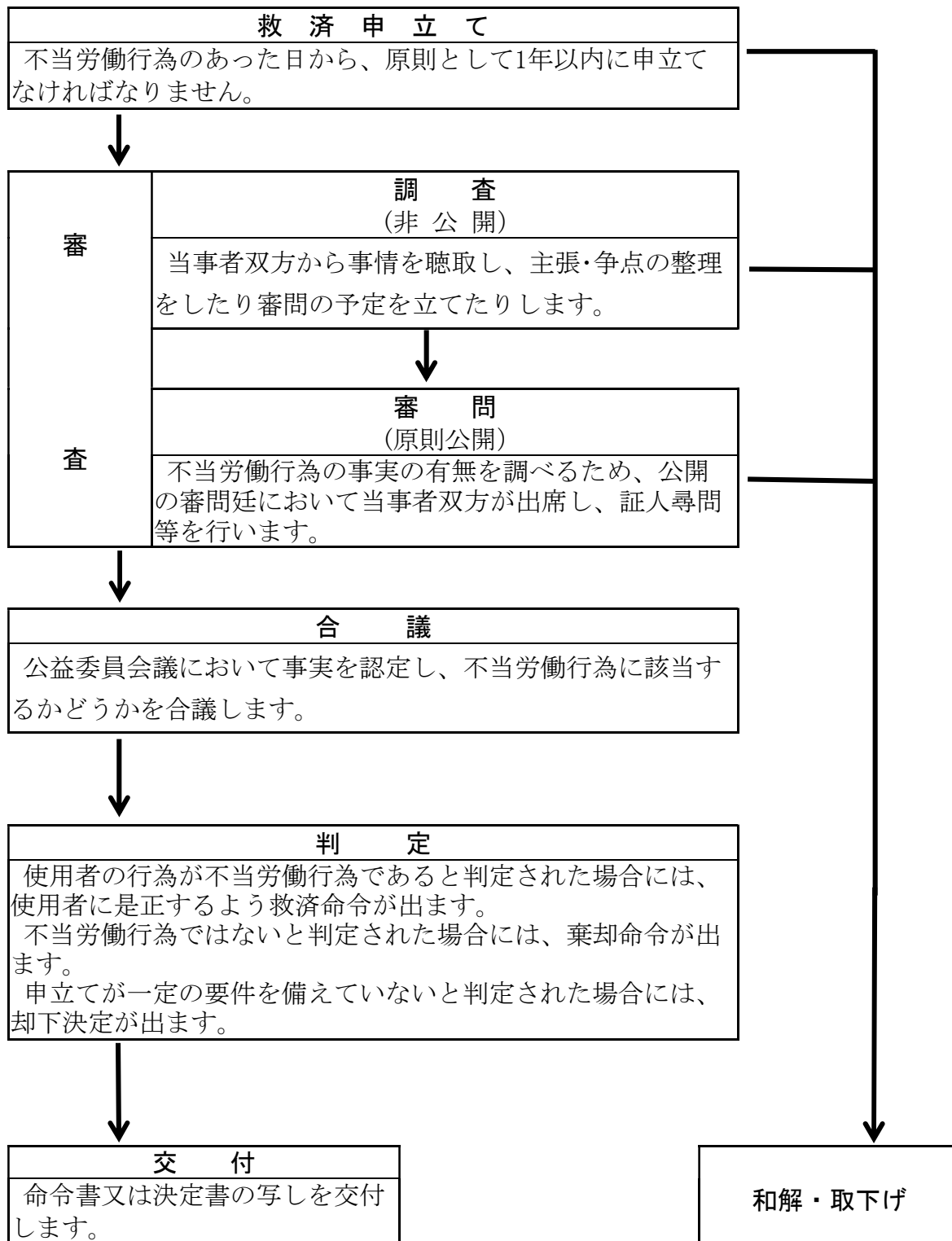


5 不当労働行為の審査の流れ



- (注意) 1 申立人は、命令書の写しが交付されるまでは、いつでも申立てを取り下げることができます。
 2 話し合いの機運が高まったときには、適宜和解を勧めます。
 3 命令に不服がある場合には、中央労働委員会に再審査の申立てをするか、又は、裁判所に命令の取消訴訟を提起することができます。
 4 労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標について、当委員会では、1年半以内のできるだけ短い期間としています。